山形県酒田市卸町3番地の13 丸本器械株式会社

適格請求書発行事業者登録番号のご通知

2023年10月1日より、複数税率に対応した消費税の仕入控除の方式として「適格請求書等保存方式」(インボイス制度)が開始されます。

適格請求書等保存方式のもとでは、管轄税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である 「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」(インボイス)等の保存が仕入税額控除の 要件となります。

つきましては、当社は「適格請求書発行事業者」として登録を受けましたので、下記の通り ご通知いたします。

記

登	録	年 月	日	令和5年10月1日
登	録	番	号	T2390001006583
名			称	丸本器械株式会社
本社》	又は主た	る事務所の	所在地	山形県酒田市卸町3番地の13

以上